

**一般社団法人歯科基礎医学会
ライオン学術賞授賞内規**

(趣旨)

第1条 本内規は、歯科基礎医学会分野において、国際レベルの卓越した研究成果を挙げ、歯科医学の発展・進歩に多大に寄与した本学会員の功績を称え表彰するために定める。

(応募資格)

第2条 ライオン学術賞は、次の号のすべてに該当する者に授与する。

- ① 歯科基礎医学の分野で過去5年間に国際的に優れた研究業績を挙げた本会会員。
- ② 応募締切時に継続して10年以上の本会会員歴を有する者。
- ③ 応募締切時に65歳未満の本会会員。但し、出産・育児・介護等のために研究を離れていた期間は年齢制限に延長を認める。その場合、該当期間を申請書中に記載することとする。

(選考)

第3条 選考は、本会研究委員会が実施する。

- 2 研究委員会は、審査員を指名する。
- 3 研究委員会は、選考結果について常任理事会の承認を得なければならない。

(審査)

第4条 審査は下記の2段階で実施する。

- 2 第1段審査は、本会正会員5名により、評価表に基づいて実施する。
- 3 第2段審査は、本条2項による評価表に基づいて、研究委員会で実施し、受賞者を選出する。

(表彰等)

第5条 本賞受賞者には楯と副賞を受け表彰する。また、受賞者氏名及び受賞内容等を本会のホームページに発表する。

- 2 副賞は賞金20万円とする。

(その他)

第6条 受賞者は、学術大会で受賞内容を講演し、Journal of Oral Biosciencesに受賞内容に関する総説を投稿・掲載しなければならない。

- 2 本賞は、ライオン株式会社のスポンサーにより運営する。

(改廃)

第7条 本内規の改廃は、常任理事会で決定し、理事会に報告しなければならない。

附 則

- 1 本内規は、一般社団法人歯科基礎医学会が設立登記された日より施行する。
- 2 本内規は、平成 28 年 5 月 14 日に一部改正し、同日から施行する。
- 3 本内規は、平成 28 年 12 月 26 日に一部改正し、同日から施行する。
- 4 本内規は、平成 30 年 8 月 16 日に一部改正し、同日から施行する。
- 5 本内規は、令和 3 年 1 月 29 日に一部改正し、同日から施行する。